

第7部 電子申請届出システムによる 申請

1 電子申請届出システムについて

電子申請届出システムとは、介護保険法上やその他各種届出について、画面に直接入力したり、添付資料をまとめて提出したりすることができるシステムです。介護事業者の申請届出に係る業務負担が軽減されることが期待されます。

詳細については、以下の厚生労働省ホームページを御確認ください。

「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

○福島県においては、令和6年12月1日より、**様式第一号（五）「変更届出書」**についてのみ電子申請届出システムによる受付を開始いたします。変更届以外の届出・申請についても順次追加する予定ですので、以下の福島県HPをご確認ください。

福島県HP > 組織で探す > 高齢福祉課（介護保険担当） > メニュー > 電子申請届出システム

○電子申請届出システムによる届出を行うためには、GビズIDの取得など事前の準備が必要です。詳細はHPに掲載してあります、**厚労省資料「電子申請・届出システム利用準備の手引き」**をご参照ください。